



和総務第 350 号
令和7年 3月28日

和光市議会議長 安保 友博 様

和光市長 柴崎 光子

職員に対する職務上の指導について（報告）

このことについて、下記のとおり職務上の指導を行いましたので報告します。

記

1 指導理由

企画部長は、和光市議会9月定例会、渡邊竜幸議員の一般質問に対して、和光市議会基本条例第6条第3項の規定に基づき質問の趣旨を確認するための確認権を行使した後の休憩中に、自席から質問席に近づいて行き、質問席にいる渡邊議員に対して、質問の趣旨に答えてほしいという趣旨の発言を、大きな声で繰り返し行いました。このことについては、令和7年2月20日付けで和光市職員の分限処分及び懲戒処分に関する審査委員会に対して、懲戒処分に対する審査及び報告を求め、令和7年3月21日付けで同審査委員会から答申書が提出されました。同審査委員会の判断は懲戒処分に該当しないとされていますが、企画部長の行為は公務員として適切なものではなく、市政に対する市民の信頼を損なうものであるため。

2 職務上の指導内容

文書による訓告

3 指導該当者

企画部長

4 全職員に対する注意喚起

この度の事態を厳粛に受け止め、今後において厳正な事務執行を徹底するよう訓示を行いました。

5 添付書類

・外部弁護士による調査報告書



調査報告書

令和7年2月14日

和光市長 柴崎 光子 様

〒330-0803

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-56

ks'氷川の杜401 うららか法律事務所

TEL 048-606-4250 FAX 048-780-

弁護士 上月 裕 紀

私が、和光市から依頼を受けて調査をした件につきまして、下記のとおり、報告をいたします。

記

第1 調査した事項

令和6年9月18日、和光市議会9月定例会の一般質問が行われた際、和光市職員が、質問者である議員に対して、議会進行中ないし議会休憩中、働きかけを行った言動の内容について

第2 調査した期間

始期：令和7年1月31日（関係者の聴取日）

終期：令和7年2月14日（本報告書作成日）

第3 実施した調査

1 関係者からの聴取

- (1) 令和7年1月31日午後2時30分から午後4時30分
和光市役所内において、渡邊竜幸議員（以下、「渡邊議員」）
- (2) 令和7年1月31日午後4時40分から午後6時30分
和光市役所内において、企画部長大野久芳（以下、「大野職員」）

2 関係書類の調査

- (1) 定例会議事録9月18日（以下、「資料1」）
- (2) 定例会議事録9月25日（以下、「資料2」）
- (3) 定例会の録画映像（以下、「資料3」）
- (4) 大野職員作成の顛末書（以下、「資料4」）

第4 調査の結果

1 結論

下記7(2)イの中で事実として認定をする大野職員の「本件行為」は、公務員の信用を損ない得る言動であり、適切な行動であったとはいえないと考えられる。

なお、以下では、渡邊議員が、大野職員の言動のうち、①9月18日議会中（休憩前）の言動、②9月18日の議会休憩中の言動を主に問題視していることから、(1) 休憩前、(2) 休憩中、(3) 開議後、(4) 後日というタイトルを付して整理をすることとした。

2 当事者から聴取をした事実1（渡邊議員の供述要旨）

令和7年1月31日、調査者が、渡邊議員から聴取をした内容をまとめると、以下のような供述要旨となる。

(1) 休憩前

一般質問の中で、職員の不祥事を防ぐ制度、つまり、内部統制制度の検討資料について、なぜ、公益通報委員会における調査をしないのかと質問した。

質問後、大野職員から、質問の趣旨を確認したい、すなわち、確認権の行使がしたいとの発言があった。議長の判断を待っていたところ、大野職員が、私に向かって、大きな声で、「早く質問に答えてください」「なんで（質問に）答えてくれないのですか」と発言した。

私は、大野職員に向かって、「議事の進行は議長の役目だから、（議長からの）指名がないと答えられない」と伝えた。その後、大野職員は、議長に向かって、確認権行使の判断を促す趣旨だと思われるが、「早く答えてください」と発言していたと思う。

その間、私は、質問席に座って議長の判断を待っていた。そうしたところ、議長が休憩宣言をした。

(2) 休憩中

休憩宣言がなされた後、私は、そのまま質問席に座っていた。そうしたところ、大野職員が、私の方に向かって駆け寄って来て、質問席のそば（私から見て正面の左側）に立ち、「なぜ答えてくれないのですか」「ちゃんと答えてください」「なぜ議事を止めるのですか」「なにか意図があるのですか」と怒鳴るように抗議した。

私は、突然のことで、びっくりしてしまったが、大野職員の方向に椅子を向け、大野職員を見上げるような姿勢をとり、大野職員からの抗議を聞いていた。

その後、私は立ち上がり、大野職員が抗議をしている意味合いが理解できなかったことから、正確な発言内容までは記憶をしていないものの、「何を言っているかわからない」「発言の趣旨を教えて欲しい」と伝えたと思う。返答の最中も、大野職員からの抗議は止まることがなく、しばらく、そのままの状態が続いたが、市長が大野職員の後ろから近づいてきて、大野職員に対し、なだめるような発言をし

たことで大野職員からの抗議が止んだ。

その後、市長と大野職員は、自身の席に戻って行き、私は質問席に座った。しばらくして、議長が、確認権の行使について、議会運営委員会を開催すると宣言したため、議場から退出した。

3 当事者から聴取をした事実2（大野職員の供述要旨）

令和7年1月31日、調査者が、大野職員から聴取をした内容をまとめると、以下のような供述要旨となる。

(1) 休憩前

渡邊議員から一般質問の中で、職員の不祥事を防ぐ内部統制制度の検討資料について、公益通報委員会の調査を継続しないことの是非に関する質問があった。

この質問は事前には予想をしていなかった内容だったので、確認権の行使をすることとした。私はマイクを切り、議長が速やかに確認権の行使を採用し、渡邊議員に質問の趣旨を確認すると思ったが、議長による進行がなされない状態が続いたことから、私は、議長に向かって、「（進行を）お願いします」と発言した。

その前だったか、後だったか明確に覚えていないが、渡邊議員に対しても、「答えてください」と伝えたと思う。渡邊議員から明確な反応や回答はなかったと思う。

その後も、議長は、隣の局長と対応について話しているようだったが、何を話しているかまではわからなかった。

しばらくして、議長から、確認権の行使の取り扱いのことに触れることなく、単に休憩宣言がなされた。

(2) 休憩中

休憩宣言がなされた後、すこし時間をおいて、私は、自席を立ち、渡邊議員が座っている質問席に歩いて行った。

私は、質問席の正面に立ち、渡邊議員に対して、「なんで答えてくれないのですか」「答えてくれれば済むではないですか」と大きな声で発言した。このとき、渡邊議員が座っていたか、立っていたかは明確には覚えていない。私は、感情的になっていたもので、私から、「なんでなんですか」といった問いかけを複数回に亘ってしたかもしれない。

その後、私と渡邊議員はお互いに立ち上がった状態となり、渡邊議員から、「議長から指名をされていないから答えられない」と言われた。その後、正確な発言内容までは記憶をしていないが、私と渡邊議員はお互いに言い合う状態になり、私は、渡邊議員が繰り返し言う「議長に指名されないと答えられない」という発言は、そのとおりであり、冷静になる必要があると考えて発言を止めた。

市長からの声かけがあったかまでは明確に覚えていない。その後、私は、資料を席に取りに戻ったうえで、議場から退出をした。

4 同席者・目撃者の供述

資料2の議事録には、吉田議員と柴崎市長が、9月18日に同人らが体験・知覚した内容についての供述が含まれているが、同人らの供述内容を事実として認定するためには、別途、供述の信用性を検討する必要がある。

(1) 休憩前

9月25日の議会中、吉田議員は、自身が行う緊急質問のなかで、大野職員が確認権を行使したときに、「大野職員は渡邊議員に対して、答えてくださいと大きな声を上げました。」と発言した(資料2)。

市長からの回答を受けて、吉田議員から、渡邊議員は、議長からの指名がなければ発言ができない立場であるにもかかわらず、「大野職員から、(私もそこで見ていましたけれども、) 答えられないのかよというような発言があった。」と発言した(資料2)。

(2) 休憩中

9月25日の議会中、吉田議員は、自身が行う緊急質問のなかで、休憩後、「大野職員は、渡邊議員のもとに詰め寄り、なぜ答えないのか、納得がいかないなどと大声を上げました。」と発言した(資料2)。

9月25日の議会中、市長が、吉田議員からの緊急質問に対応するなかで、「(議会が) 始まる前に、大野職員が、渡邊議員の方に近づいて行きまして、内容を聞きたかっただけですというようなことを言ったように記憶しています。」「急に大野職員がそういった行動をされたので、私も驚きまして、今すぐにそういうふうに言うのもここでは何ですからという風にお声がけしたように覚えています。」と発言した(資料2)。

また、その発言に続けて、市長が、「理由はどうであれ、そういった例えば大きな声をだしてしまったですとか、急に相手方のほうに近づいていったということ」について市長の立場から謝罪をし、加えて、市長から、大野職員に対して、「そういった大きな声を出したりですとか、そういったことはしないように」と注意したことを発言した(資料2)。

市長からの回答を受けて、吉田議員から、「この席(質問席のこと)に大野職員が詰め寄って、いろいろなことを言った。何の意図があるのか、こんなことをやってというような発言もあった。」と発言した(資料2)。

吉田議員からの回答を受けて、市長から、休憩中のことで大野職員がどのような発言をしていたか細かく記憶をしていないが、「たしかに、大声を出して、つかつかとこちらから歩いて行ったということは私も記憶をしております、すぐ、その場で、一緒に横に行って、ちょっと落ち着いてくださいというような声かけをさせていただきました」「(大野職員が、質問の) 趣旨をうかがっているだけですというようなことを大きな声でおっしゃっていたのは覚えております」と発言した(資料2)。

5 客観的資料から認定できる事実

以下で挙げる事実は、客観的資料が存在することから、当事者や目撃者が供述している内容とは関係なく、動かしがたい事実、すなわち、客観的な事実として認定することができる。

(1) 休憩前

議会進行中は、議場内の録画映像として資料3、発言内容の議事録として資料1があり、以下の事実があったことを認定することができる。

議会中、渡邊議員が一般質問を行うために、質問席に移動した(資料1)。渡邊議員が、職員の不祥事再発防止という内容に関連して、内部統制制度の作成に関する検討資料について、公益通報委員会による調査の是非について質問した(資料1)。

大野職員から、「…100件以上にわたります項目の一部を、今この場でご質問される意図がわかりませんので、議会基本条例に基づいて権利を行使させていただきます。趣旨をお願いいたします。」と発言があった(資料1、資料3)。

大野職員から、誰に向かっての発言かまではわからないが、「お願いします」と発言があった(資料1、資料3)。資料1では、[何事か言う声あり]となっているが、渡邊議員が、大野職員に向かって、「議長に言ってもらってもいいですか。私じゃなくて」と回答した(資料3)。

大野職員から、誰に向かっての発言かまではわからないが、「議長、お願いします」と発言があった(資料1、資料3)。

資料1では、[何事か言う声あり]となっているが、議長と局長が、確認権の行使についての対応を確認する趣旨と思われるやりとりがなされた後、議長から「暫時休憩します」との発言があり、休憩となった(資料1、資料3)。

(2) 休憩中

休憩宣言後、議会の休憩中は、議事録も録画映像・音声も残っておらず、客観的な資料から認定ができる事実はない。

(3) 開議後

議長から、開議の宣告があり、議会が再開された(資料1)。

議長から、大野職員に対し、再度、確認権の行使を促す旨と、確認権の行使は、挙手をして発言をしてもらうが着座のまま発言をするよう求める旨の発言がなされた(資料1)。

(4) 後日

9月25日の議会のなかで、吉田議員から、9月18日の議会中の大野職員の言動について、市長に対して考えや対応を問う緊急質問がなされた(資料2)。

同日の議会中、大野職員が、演壇席に登壇し、「去る9月18日の渡邊竜幸議員の一般質問に際し、途中、質問の趣旨を確認させていただく場面の休憩中において、質問席に近づき、早期の対応を促す行為、発言を行ってしまいました。この時の物言いは感情的であり、休憩中といえども、本会議場での振る舞いとして品位を欠く

不適切なものであったというふうに考えております。このことにつきまして猛省をし、渡邊議員及び関係者の皆様、傍聴者並びに市民の皆様に深くお詫びを申し上げます。」と発言をした（資料2）。

6 各場面において認定をした事実とその理由

以下では、事実として認定できると考えた事情を太文字としている。

(1) 休憩前

渡邊議員が、職員の不祥事を防ぐための内部統制制度の検討資料について公益通報委員会の調査を継続すべきではないかという質問を行い、大野職員から、質問の趣旨を確認するため、確認権の行使がしたいという発言がなされた。具体的には、「…100件以上にわたります項目の一部を、今この場でご質問される意図がわかりませんので、議会基本条例に基づいて権利を行使させていただきます。趣旨をお願いいたします。」という内容である。

この後の対応について、渡邊議員は、大野職員が、自身（渡邊議員のこと）に向かって、大きな声で、「早く質問に答えてください」「なんで（質問に）答えてくれないのですか」と発言したと供述し、吉田議員も、同日、議会で見ていた立場として、渡邊議員の供述に沿う発言を25日の緊急質問中に述べている。

この場面のやりとりについては、議会の進行中であり、録画映像（資料3）が残っており、上記5の中で客観的な事実として認定をしたとおり、大野職員は、①確認権の行使をした後、②誰に向かっての発言か映像からは明確に判断できないものの、「お願いします」と発言した後、③再度、「議長、お願いします」という発言をしたことのみが認められる。

いずれも、議事録に残っているから、決して小さい声ではないと考えられるが、録画映像の音声を聞く限り、質問や答弁の音量と比較して、明らかに大声で発言をしていることまでは認められない。

この場面でのやりとりについて、大野職員は、議長に対して、「（進行を）お願いします」と発言し、その前後に、渡邊議員に対しても「答えてください」と発言したと供述しているが、録画映像（資料3）を見ると、大野職員が「お願いします」と発言をした直後、渡邊議員が、大野職員の方向を見て、「議長に言ってもらってもいいですか。私じゃなくて。」と発言している。

この客観的な事実から認定できる経緯を踏まえると、大野職員は、①確認権の行使をした後、②渡邊議員に対して、直接、質問の趣旨を答えて欲しいという趣旨で「お願いします」と発言し、渡邊議員から、「議長に言ってもらってもいいですか。私じゃなくて。」という返答を受けたことから、③議長に対して、議会の進行を促す趣旨で、「議長、お願いします」と発言したものと考えられる。

議事録（資料1）では、〔何事か言う声あり〕としか残っていない発言があるようであり、この後に、大野職員から渡邊議員に対して、渡邊議員が供述するような

大野職員による大きな発言がなされた可能性がありうるものの、録画映像(資料3)では、議長と局長が、確認権の行使についての対応を確認する趣旨と思われるやりとりがなされた後、議長からの休憩宣言がなされて休憩となっており、その間、大野職員を含め、議場内で何者かが発言を行った様子は確認することができない。

したがって、休憩宣言前のやりとりに関して事実として認定できる事実は、上記のとおりであり、渡邊議員が述べるような、大野職員が、渡邊議員に向かって、大きな声で、「早く質問に答えてください」「なんで(質問に)答えてくれないのですか」と発言したという事実は、客観的な資料から認められる事実と相違があり認定することはできない。

(2) 休憩中

ア 議長が休憩宣言をした後、録画映像も議事録も残っておらず、客観的な資料から認定できる事実はないが、渡邊議員と大野職員の供述は概ね一致しており、大野職員が、自席から質問席に近づいて行き、質問席にいる渡邊議員に対して、「なんで答えてくれないのですか」という発言をはじめ、大きな声で、繰り返し発言をしていたことが認められる。

この場面でのやりとりにつき、大野職員が発言した内容までは明確に認定できないものの、大野職員も認めているように、感情的になって、いろいろな問いかけを渡邊議員に対して発言をしたのではないかと考えられる。

そうであるとする、大野職員は、渡邊議員に対して、「答えてくれれば済むのではないですか」「なんでなんですか」「納得がいかない」「なぜ議事をとめるのですか」などの趣旨の発言を繰り返し行っていた可能性が高く、少なくとも、質問の趣旨に答えて欲しいという趣旨の発言を、大きな声で、繰り返し行っていたことが認められる。

イ 他方、渡邊議員の反応について、大野職員は、一定の時間、渡邊議員とお互いに大きな声で言い合う状態になったと供述しているが、渡邊議員の供述とは相違があるため、両者の供述のみからは事実としては認定できない。

ここで、このやりとりに関する市長の発言内容、その信用性について検討すると、市長の発言は、同日から1週間後の9月25日、比較的記憶が鮮明な時期に、吉田議員の緊急質問に急速対応してなされた発言であること、市長は、大野職員と質問席から非常に近い位置におり、大野職員が渡邊議員の方に近づいて行ったことを見て、その後、大野職員に声かけをしていることを考慮すると、大野職員の言動を注視していたと考えられ、概ね、発言内容の信用性が高い。

市長の発言からすると、大野職員が、急に渡邊議員の方に近づいて行ったこと、渡邊議員に大きな声を出したこと、横に行ってちょっと落ち着いてくださいと声かけをしたことが認められるが、渡邊議員と言いつつ合っていたこと、すなわち、渡邊議員も大きな声で発言していたことまでは含まれていない。

したがって、大野職員の供述は、信用性が高い市長の発言と合致しないし、他

に大野職員の供述内容を積極的に基礎づける根拠もないことから、渡邊議員と言
い合う状態になったという事実は認定することができない。

ウ 他方、渡邊議員の対応について検討すると、渡邊議員は、「何を言っているか
わからない」「発言の趣旨を教えて欲しい」と大野職員に伝えたと供述している。

渡邊議員は、議会進行中（休憩宣言前）のやりとりのなかで、「議長から指名
をされていないから答えられない」と大野職員に伝えたと供述しているが、上記
で検討をしたように、休憩前にはそのような発言がなされた記録がなく認定でき
ないが、確認権の行使に対して議長から指名がなされないと答えられないという
渡邊議員の指摘は、そのとおりであると考えられ、渡邊議員は、大野職員に対し、
同日中、一連のやりとりのどこかで、この趣旨の発言を大野職員に対して行った
と考えることが自然である。

大野職員も、休憩中、自身が大きな声で問いかけをしたときに、渡邊議員から
「議長から指名をされていないから答えられない」と指摘を受けたこと、渡邊議
員からのこの指摘を受けて冷静になる必要があると考えたことを供述している。

そうだとすれば、渡邊議員は、大野職員から、大きな声で、「なんで答えてく
れないのですか」という発言をはじめ、質問の趣旨に答えて欲しいという趣旨の
発言を、大きな声で、繰り返し受けたときに、「議長から指名をされていないか
ら答えられない」という回答を含め、「何を言っているかわからない」「発言の
趣旨を教えて欲しい」と端的に回答したと考えられる。

エ その後の状況について、大野職員は、渡邊議員からの発言を受けて、冷静にな
る必要があると考えて発言を止めたと供述するが、市長が、「今すぐにそういう
ふうに言うのもここでは何ですから」「横に行って、ちょっと落ち着いてくださ
いというような声かけをした」と述べており、上記のとおり、この市長の発言は
信用性が高いと考えられるし、市長が大野職員をなだめる発言をして抗議が止ん
だことは渡邊議員の供述とも一致するため、市長が制止に入ったことで事態が止
んだ可能性は高いといえる。

大野職員は、自身が供述するように、感情的になって渡邊議員に大きな発言を
繰り返していた状況であり、「議長に指名をされていないから答えられない」と
いう発言を受けたものの、他者（市長）からの声かけもあってはじめて冷静とな
ったと考えても不自然とまではいえない。

したがって、大野職員が渡邊議員に対して質問の趣旨に答えて欲しいという趣
旨の発言を繰り返し行っていたが、市長からなだめる発言があり、大野職員がは
たらきかけを止め、自席に戻ったものとする。

(3) 開議後、後日

ア 9月25日、吉田議員から、9月18日の議会中の大野職員の言動について、
市長に対して考えや対応を問う緊急質問がなされた。

イ 同日の議会中、大野職員が、登壇し、議場で陳謝した。

7 認定した事実のまとめ

(1) 休憩前

ア 令和6年9月18日の議会中、一般質問をしていた渡邊議員が、職員の不祥事を防ぐための内部統制制度の検討資料について公益通報委員会の調査を継続すべきではないかという質問を行った。大野職員から、渡邊議員の質問の趣旨を確認するため、確認権の行使がしたいという発言をした。

大野職員は、このように確認権の行使をした後、渡邊議員に対して、直接、質問の趣旨を答えて欲しいという趣旨で「お願いします」と発言した。

その直後、大野職員は、渡邊議員から、「議長に言ってもらってもいいですか。私じゃなくて。」という返答を受けたことから、今度は、議長に対して、議会の進行を促す趣旨で、「議長、お願いします」と発言した。

しばらくの間、議長と局長が、確認権の行使についての対応を確認する趣旨と思われるやりとりがなされた後、議長からの休憩宣言がなされて休憩となった。

イ 以上より、議会の休憩前のやりとりとして認定できる事情は上記のとおりであるが、大野職員の言動に不適切であると考え得るところがなく、本件行為として特定したうえで、その適格性を検討する言動がない。

(2) 休憩中

ア 議会が休憩となった後、大野職員が、自席から質問席に近づいて行き、質問席にいる渡邊議員に対して、繰り返し、「なんで答えてくれないのですか」という発言をはじめ、大きな声で発言をした。明確な発言内容までは認定できないが、少なくとも、大野職員は、質問の趣旨に答えて欲しいという趣旨の発言を、大きな声で、繰り返し行っていたことが認められる。

これに対し、渡邊議員は、大野職員に対し、「議長から指名をされていないから答えられない」という回答をはじめ、「何を言っているかわからない」「発言の趣旨を教えて欲しい」と端的に回答した。

大野職員は、継続して、渡邊議員に対して質問の趣旨に答えて欲しいという趣旨の発言を繰り返し行っていたが、市長が、大野職員の言動をなだめる発言をしたことで、大野職員は渡邊議員への働きかけを止め、大野職員は自席に戻った。

イ 以上より、議会の休憩中のやりとりとして、大野職員は、議会の休憩中、自席から質問席に近づいて行き、質問席にいる渡邊議員に対して、質問の趣旨に答えて欲しいという趣旨で、「なんで答えてくれないのですか」などの発言を、大きな声で、繰り返し行ったことが認められ、この大野職員の言動を「本件行為」として特定する。

(3) 開議後、後日

後日、9月25日の議会中、吉田議員から、9月18日の議会中の大野職員の言動について、市長に対して考えや対応を問う緊急質問がなされた。

同日の議会中、大野職員が、登壇し、議場で陳謝した。

8 結論と補足

(1) 結論

大野職員の本件行為は、本来であれば、議会の進行中、議長が行う指揮・進行に従って発言等をすべき内容であるから、議会の円滑な運営を妨げ得る行為である。

また、大野職員の本件行為は、議会の休憩中に、一般質問を行う議員に対して、直接、働きかけを行うものであり、その行為様態を踏まえると、渡邊議員の発言を萎縮させ得る行為である。

したがって、大野職員の本件行為は、公務員の信用を損ない得る言動であるから、適切な行動であったとはいえない。

(2) 補足

大野職員の本件行為は、適切な行動であったとはいえないと考えるが、この結論から、直ちに、本件行為について懲戒処分が相当であるとまでの判断ができるわけではないので、以下の説明を補足する。

処分庁が、本調査結果の事実認定、本件行為が適切な行動であったとはいえないという評価を踏まえて、本件行為が懲戒処分の対象となり得ると判断する場合、懲戒処分を行うか否か、懲戒処分の量定を決するにあたっては、「和光市職員の分限処分及び懲戒処分の基準等に関する指針」にも定めがあるように、(1)非違行為の動機、様態及び結果、(3)当該職員の職務上の地位という要素だけではなく、(2)故意又は過失の度合い、(4)他の職員及び社会に与える影響、(5)日常の勤務態度、(6)過去の非違行為の有無など、他の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。処分庁が、懲戒処分を行わないという場合には、たとえば、いわゆる指導（書面訓戒、口頭厳重注意、口頭注意）を行うという判断も考えられる。

なお、大野職員への処分内容を判断するにあたっては、大野職員が令和6年9月25日、定例会の会議中、議場内で陳謝をしたという事情について、これが自発的な行動であったのか、そうではなかったのかにかかわらず、特に、重く評価をしたうえで判断するべきであると考えられるため付言する。

以 上

令和6年10月25日

和光市長 柴崎 光子 様

企画部

部長 大野 久芳

顛末書

この度の本会議場での振る舞いの件の顛末につきまして以下のとおりご報告いたします。

1 日時 令和6年9月18日（水）午前11時頃

2 場所 議会本会議場

3 経緯及び内容

この度、渡辺竜幸議員の一般質問に際し、質問の趣旨を確認させていただく場面の休憩中において、質問者席に近づき、早期の対応を促す行為（発言）を行ってしまいました。

具体的には「なぜ趣旨を答えてくれないのですか。答えてくれれば円滑に議事が進行するのに。」という内容のことを少し大きな声で発言をしたものです。

これに対し渡辺議員からは「私は議長に指名されていないから答えられない。」という内容の返答を受け、お互いに大きな声になり言い合うような状況になったと記憶しています。

議会基本条例第6条に基づく確認を求めたこと自体は特段問題があったものとは考えておりませんが、私の振る舞いは、その後の議会運営協議会、9月25日（金）に日を改めての代表者会議、全員協議会の協議につなげてしまいました。

また、傍聴の方々などに見苦しい思いをさせてしまったことも本意ではなく、関係者の方々にご迷惑をおかけしてしまったと考え、市職員としてふさわしい行為ではな

かったと反省するものです。

4 原因

この度の原因は、複数あるものと考えております。

まず1点目としては他の議員と比較して渡辺議員との一般質問通告後の確認が十分とは言えなかった点、これに加え2点目としては渡辺議員からの過去の不祥事に関する度重なる質問による辟易感からくる心身の疲弊があげられます。

※渡辺議員の確認が十分でなくなったのは令和5年12月議会からであり、令和6年3月議会、同年6月議会ではさらにそれが顕在化しています。

(以下私の内心の一部を補足のため記します)



5 対応

令和6年9月25日議会本会議において吉田武司議員から緊急質問があり、これを受ける形で議長に発言を申し出、渡辺議員及び関係各位、傍聴者並びに市民の皆様に対して謝罪を行うという対応を行いました。

6 その他

最後に、このような顛末書を書くことが初めてのことであり、特に4 原因の後段の補足部分で過去の記載をしており時系列的におかしくなっていること、乱文乱筆で非常に読みづらくなってしまったことについてお詫びいたします。

以 上